

平成28年度第1回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会議事録

日時 平成28年7月26日(火)

14:00～15:00

場所 市役所4階 401会議室

○議事

(1) 副委員長選任について

(委員長)

- ・選任に入る前に、任期を確認します。
- ・任期はどうなっているか？

(事務局)

- ・今年度末。29年3月31日までです。

(委員長)

- ・わかりました。どなたか立候補はありますか？

<立候補なし>

- ・事務局の方で何か思案はありますか？

(事務局)

- ・今日は欠席だが、仁科委員にお願いしている。本人からも了解をいただいている。

(委員長)

- ・事務局から仁科委員かどうか、とのことだが、委員の皆さんどうですか？

<異議なし>

- ・副委員長は仁科委員とします。

(委員長)

- ・資料を事務局から事前に送付されており、皆さん読んでいただいていると思うので、議題(2)から議題(4)まで、逐次事務局から説明してください。その後で質疑応答とします。

(事務局)

- ・資料2にもとづき、介護保険事業実績について説明。
- ・グラフの資料をご覧ください。
- ・人口は横ばいだが、高齢化率は年々上昇。
- ・要介護認定者数について。要介護5などの重い認定の認定者数に大きな変化はないが、要支援や要介護1, 2などの軽い認定の認定者数が右肩上がりに増加している。
- ・介護保険給付について。どのサービスも徐々に給付が増加。ただし施設サービスの給付については前年度に比べやや減少傾向。特定入所者介護サービス費等は制度改正の影響で減少。合計については増加しているものの、介護報酬のマイナス改定の影響で増加率は減少。

(事務局)

- ・続いて27年度の介護保険料についてご説明します。
- ・保険料収納の状況については資料2 5ページのとおり。
- ・調定額は約30億円。前年度に比べ約4億円増加。

3年に一度の保険料改定により保険料を上げたことや、介護保険料全体に対して65歳以上が負担する割合が、21%→22%に引き上げられたことが原因。

- ・滞納整理によって支払い困難者の債権放棄をしたこともあり、収納率が0.3%向上した。
- ・介護保険事業決算状況については資料2 8ページのとおり。
- ・歳入の「諸収入」とは、実地指導で不適切な請求が見つかった際の返還金。
- ・歳出の「償還金」の増額について。

介護保険給付費をあらかじめ見込み額で国に請求し受け取るわけだが、その見込み額が過大だったため、償還金が多くなっている。

- ・「財政安定化基金償還金」について。24年度に県の基金から1億円借りており、27,28,29年度の3年間で返済する、その支出。

(事務局)

- ・続いて27年度健康増進事業実績について説明します。
- ・資料3にもとづき、説明。
- ・1ページの健康教育、健康相談、訪問指導については40～64歳の方について計上したもの。
- ・7ページにがん検診の総括を載せている。受診者は増加傾向。米子市では平成12年に全国に先立って内視鏡検査をとりいれており、現在約9割が内視鏡検査。

(事務局)

- ・続いて27年度地域密着型サービス事業者選定結果について説明します。
- ・資料4にもとづき、説明。
- ・小規模多機能型居宅介護は5件の応募があり、2件を選定した。
- ・認知症対応型共同生活介護は6件の応募があり、3件を選定した。
- ・地域密着型介護老人福祉施設は3件の応募があり、1件を選定した。

(事務局)

- ・事務局からの説明は以上です。

(委員長)

- ・これまでのところで何か質問はありますか？

<質問なし>

- ・無いようですので、議題(5)に進みます。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料5にもとづき、介護予防・日常生活支援総合事業について説明。
- ・28年4月1日、米子市は総合事業に移行した。3ヶ月ほどたったところ。国保連との情報連携の都合で最新の情報が5月末のもとなるので、その時点での状況について掲載している。
- ・1介護予防・日常生活支援総合事業の申請者数の新規申請の「うち非該当からの申請件数」とは、要介護認定の申請をしたが非該当となったため改めて総合事業の申請をした、という人。
- ・同時申請が27件、うち要支援になったのが23件。従前の制度では、介護認定の申請をしても認定が決まるまでは介護サービスを使えなかったり、サービスを使ったが認定が出なかった場合に全て自費請求となってしまうていた。この今までの制度の隙間を埋めることができている数字であると考える。

- ・ 2 マネジメント利用者数について、「事業対象者の割合」が 22.8%となっている。これが今後上昇するよう事業展開していきたい。介護認定には費用がかかる。主治医の意見書や認定調査の費用、審査会費など。これを削減するため。
逆に、矢印に続いて補足で挙げているよう支援認定者 2,564 人のうち 29.1%が総合事業のサービスのみを利用している、ということについて、このパーセンテージが下がっていくような展開をしていきたい。
- ・ 3 介護予防・生活支援サービス事業実績について。通所型サービス（元気で GO!GO!トレーニング）とは、従前の 2 次予防事業をさらに自立を高めてもらおうとスタートしたもの。
- ・ 4 一般介護予防事業実績について。がいなみつく予防トレーニングとは、施設で 3 ヶ月間集中的にトレーニングをしてもらうもの。
- ・ ふらっと運動体験は 3 箇所になった。ふれあいの里、淀江老人福祉センター、弓浜老人福祉センター。ふらっと来て運動をしていただく事業。
- ・ 健康づくり・やって未来や塾は自主的な活動。地域サポーター、ボランティアが中心となって、市の運動指導士を派遣しながら地域で運動していただく事業。
- ・ 包括支援センターの動きもよく、順調に総合事業に移行することができた。事務レベルでは色々問題も出ていたが、やっと軌道に乗り始めた。
- ・ 以上が総合事業についてです。

(委員長)

- ・ 意見・質問はありますか？

(A 委員)

- ・ 1 介護予防・日常生活支援総合事業の申請者数の内訳の新規申請の 21 名について。非該当からの申請ということか。

(事務局)

- ・ 介護認定について非該当との結果が出た人のうち、総合事業の利点であるチェックリストによる簡易な検査で総合事業対象となった人のこと。

(事務局)

- ・ 補足します。まず基本チェックリストというのがある。外出の頻度とか、該当するところをチェックしていくもの。これである一定の項目に引っかかると、「今のうちから予防に向けて活動していかないと要支援、要介護になっていく恐れがある方」ということになる。介護認定は非該当だが、今後そうなっていく恐れがある方、ということで、こういう方に総合事業を使っただけの本来の姿だということでご理解いただきたい。

(A 委員)

- ・ そういうチェックリストをいただいて、書いて申請するわけだが、そうすると地域包括支援センターの指導を受けながらそれを出してみてくださいとかいうことになると思うがそれとは違うのか。

(B 委員)

- ・ わかりにくいかなと思うのはこの新規申請と同時申請と書いてあるが、従来の要支援の認定があった人のうち何人が総合事業の方にチェックリストで移行したか。28 年度で全部該当するわ

けでなく、改定する年度が決まっていると思うのでいっぺんにそうしているわけではないと思うが、今年度4月の時点で何人が総合事業に移行しているという形で書いてあるとわかりやすいと思う。

そして私が聞きたいのは従来の要支援の人だけでなく総合事業は市民誰でも手を挙げて使える事業であるから、今までの要支援でない人たちがどれぐらいのパーセントこの中に含まれているかということと、先ほど質問があったように、総合事業に移行する事務手続きの中で利用者が選ぶことが出来るという介護保険の原則に照らし合わせた中でトラブルのようなものがないのか、スムーズに移行しているのかをお聞かせ願いたい。

(事務局)

- ・2マネジメント利用者数をご覧ください。220人が今まで認定がなかった人。チェックリストだけでサービスを使っている人。747人の認定を受けている人は新規ではなく、以前から引き続き要支援だった方ということ。この数字が参考になるかと思う。
- ・トラブルについて。窓口では相談を受けながらチェックリストをする。認定を受けなければ使えないサービスを希望されているようであれば認定申請をすすめる、ということをしている。目立ったトラブルはいまのところはない。

(B委員)

- ・220人というのが新規で、747人というのが要支援からの移行、ということですね。わかりました。その合計の967人の実績が3介護予防・生活支援サービス事業実績ということでしょうか。967人以上の人数が含まれているようだが。延べ人数なのか一人一人なのか。

(事務局)

- ・2マネジメント利用者数は、包括支援センターからの報告を受けての5月末時点の実人数。3介護予防・生活支援サービス事業実績は合計で1,442人。これはダブって利用している方もいるが、詳細な数は把握できていない。

(C委員)

- ・細かいところまでの数は把握できていないということですね。

(事務局)

- ・そうです。

(B委員)

- ・4一般介護予防事業実績についても実人数なのですね？

(事務局)

- ・そうです。
- ・両方利用されている方はそれぞれ計上されています。

(C委員)

- ・資料5がわかりにくい。補足の説明資料をお願いしたい。

<事務局検討>

(事務局)

- ・また数字をわかりやすい形で、この2ヶ月でどういった動きがあったか改めてお示ししたい。

(委員長)

- ・質問した委員の皆さん、事務局がそうっておりますので、わかったものをお示しするという
ことをご理解いただいてよろしいか？

(C委員)

- ・追加で資料を請求したい。何もサービスをつかっていないのであれば、その方達の実態はどう
なっているか、まで示していただければ今後の策定の基本的考えが出来ると思うのでよろしくお
願いしたい。

(委員長)

- ・これらの事項について事務局で検討され、わかりやすい文章で後日示してください。

(事務局)

- ・わかりました。できるところまでお示しします。

(委員長)

- ・次にいきます。
- ・議題6 平成28年度の今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料6のとおり事務局から説明。

(委員長)

- ・今後のスケジュールについて意見、質問はありますか？
- ・無いようですので、今まで出た意見を踏まえ、事務局で対応していただくようお願いします。
- ・以上で第1回策定委員会を終了します。